

有価物集団回収を始めませんか！

有価物集団回収は、家庭から出る新聞・雑誌などの紙類、布類、かん、びんなどの有価物を自主的に回収する町会や分譲マンションなどの住民団体に区が、報奨金や作業用具の支給などの支援をする事業です。



回収量に応じた報奨金が半年毎に支給され、団体資金に出来ます

回収時間や頻度、場所、品目など団体の実情に応じて相談できます

近隣の方との交流を深め、地域の活性化等の効果も期待できます

集められた資源は、リサイクルされ、皆様の元へ帰ってきます



有価物集団回収開始までの手順

1

有価物集団回収の団体を作る

- ①町会・分譲マンション・地域のグループ等で10世帯以上の千代田区民で構成された住民団体(以下「実施団体」という)が対象です。
- ②代表者(活動の総括)と担当者(資源回収の実務・区からの書類受取や事務連絡)も決めください。

2

資源回収業者を決める

- ①実施団体は回収業者を決めて契約してください。
業者が見つからない場合は、区にご相談ください。
(区は回収業者との契約には関与しません)
- ②資源回収業者と回収品目(新聞・雑誌・段ボール・紙パック・布類・スチール缶・アルミ・びん)、回収場所、回収日を相談して決めてください。

注意ポイント！

- ①回収場所は、区の集積所と別な場所にしてください。
- ②回収場所は、安全に作業できる場所にしてください。
- ③資源回収ボックスについて
有価物集団回収には、区の資源回収用ボックスを利用することは出来ません。
回収ボックスは、回収業者か実施団体で用意してください。

3

有価物集団回収団体登録の申請

次の書類を千代田清掃事務所に提出してください。

- ア、有価物集団回収団体申請書(団体名・代表者・担当者・回収業者・回収場所等を記入)
 - イ、有価物集団回収団体名義の銀行口座の開設
- ※代表者の印鑑を押してください。

(報奨金支給請求書・回収実績報告書にも同じ印鑑を使用してください。)

団体登録手続きが終了すると

- ①清掃事務所より有価物集団回収団体登録通知書を発行します。
- ②作業用具の支給
持去り防止ネット 1枚 ・ 作業手袋 10双
紙ひも 10巻 ・ 標識旗 1本
* 年1回、各団体に作業用具調査を行い、作業用具を支給します。
- ③資源回収実績報告書をお渡しします。



有価物集団回収の開始

有価物集団回収活動の流れ

- ①当日の旗出し
- ②回収量の確認(担当者が立会い回収業者とともに回収量を確認)

資源回収実績報告書の提出について

毎月、資源回収実績報告書に回収量と実施団体名・代表者名・業社名を記入し、代表者印と業者印を押して千代田清掃事務所に提出してください。

【実績報告書は、回収を行った月の翌月8日まで(必着)】

※区が集団回収団体に報奨金を支給する根拠となる大切な書類です。

報奨金支給

1

報奨金の請求手続き

- ①区が期間中の報奨金請求書等の関係書類を郵送します。
- ②請求書等に代表者名と代表者印(団体登録と同じ印)を捺印後に清掃事務所に返送。
(振込口座が代表者名義と異なる場合は、委任状が必要です。)
- ③書類審査後に指定の口座に報奨金を振込みます。

2

報奨金

- ①資源回収量に応じて、区から年2回報奨金が支給されます。
1月～6月回収分を9月支給 7月～12月回収分を翌年3月支給
- ②報奨金は基本報奨金と従量報奨金の合計額を支給します。
ア、基本報奨金(下記のランク表)
イ、従量報奨金(1キログラム当たり6円を乗じて得た額)

基本報奨金

ランク	回収期間の実績	基本報奨金
A	10,000キログラム超	35,000円
B	5,000キログラム超～10,000キログラム以下	30,000円
C	500キログラム超～5,000キログラム以下	25,000円
—	500キログラム以下	0円

団体に変更があったら

- ①団体の申請内容に変更がありましたら、報奨金支給に影響しますので、速やかに変更届を千代田清掃事務所に提出してください。
【有価物集団回収団体登録変更届】(代表者、団体名、印鑑、担当者、資源回収業者)
- ②活動を廃止や休止する場合【有価物集団回収団体登録廃止届】

千代田清掃事務所 作業係

〒101-0021 千代田区外神田1-1-6 03-3251-0566